

# 「新しい総合事業」実施に向けた 進捗状況について

# 1 新しい総合事業とは？

**要支援者等の生活支援**や**介護予防ニーズ**に応えるため、地域の実情に応じて**多様な主体**が参画し、サービスを提供するもの。

新しい総合事業は、「**地域包括ケアシステム**」の**構築**を目指すための、**大きな要の取り組みの1つ**となるもの。

「地域包括ケアシステム」では、「**自助・互助・共助・公助**」の観点から、地域で高齢者を支えるしくみをつくっていくことが求められる。



新しい総合事業は、中でも「**自助・互助**」の取り組みを活性化させる事業である。

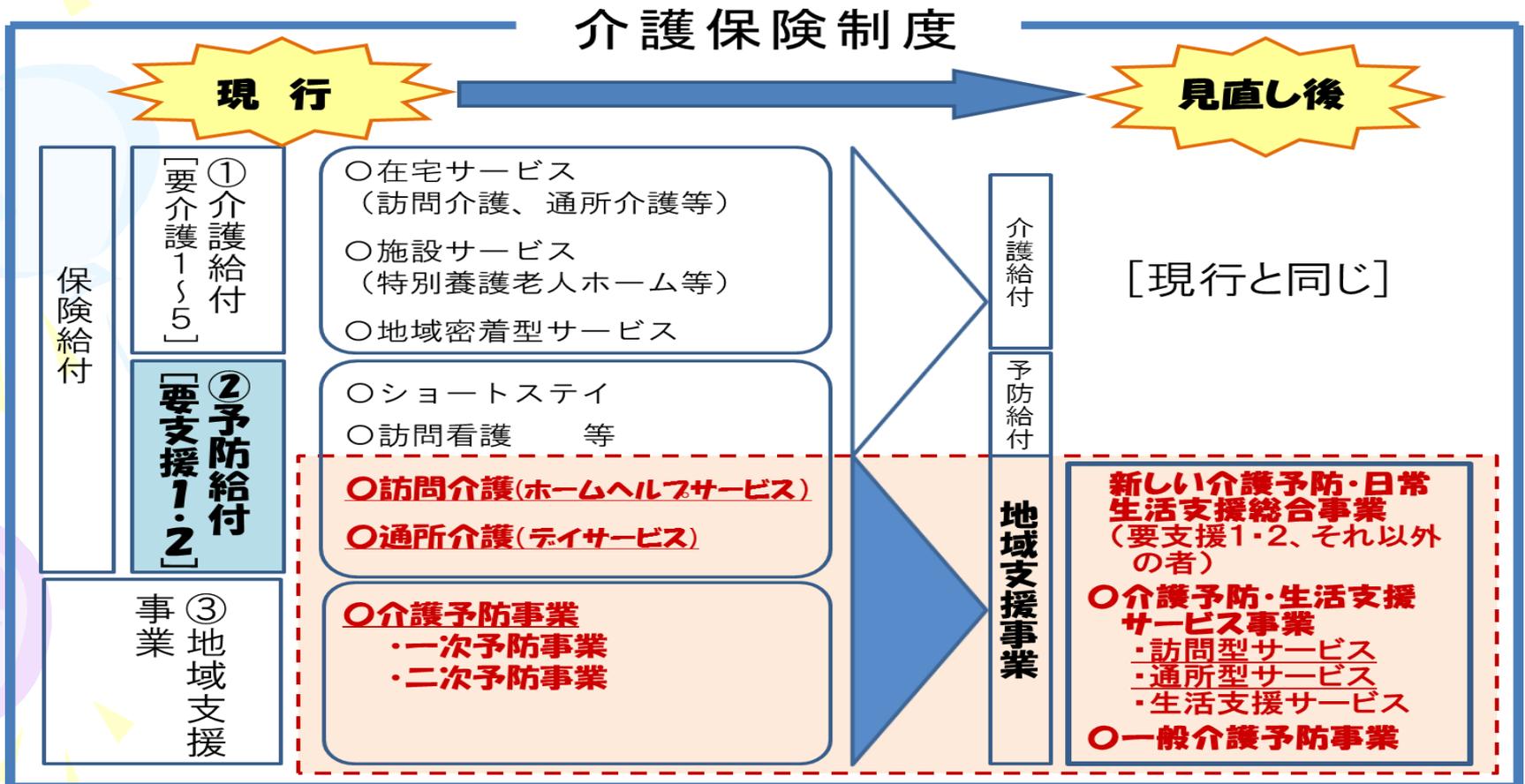
## 2 新しい総合事業が目指すもの <ポイント>

	従来は…	これからは…
生活支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 掃除や買い物といったサービスも、<b>専門職</b>が担ってきた。</li><li>● 介護保険サービスで提供できる内容には、さまざまな<b>制約</b>があった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● これらのサービスを<b>高齢者を含む多様な主体</b>が提供することで、担い手を増やすことができる。</li><li>● 専門職は、<b>中重度の要介護者</b>を中心とした<b>身体介護に重心</b>を移す。</li><li>● ゴミ出しなど<b>ちょっとした困りごとへの対応も可能</b>にしていく。</li></ul>
介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 介護予防事業は、<b>専門職</b>による<b>心身機能の向上に焦点</b>をあてたプログラム中心で、対象者が限られていた。</li><li>● プログラム参加後の<b>継続が難しい</b>面もあった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 高齢者なら誰でも参加できる<b>通いの場</b>を多数作っていく。</li><li>● 住民の<b>自発的な取組意欲</b>を引き出す。</li><li>● 行政は<b>持続可能な支援・助成</b>を行う。(専門職のサポート、サポーターの育成等)</li></ul>

# 3

## 予防給付の見直し

- 予防給付のうち**訪問介護・通所介護**について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、**NPO、民間企業、ボランティア**など地域の**多様な主体**を活用して高齢者を支援。



## 4

## 新しい総合事業のメニュー体系

- 新しい総合事業では、**市町村**が、地域の実情を勘案して、**事業のメニュー**をつくることになっている。

<b>介護予防・生活支援サービス事業</b>  ・要支援認定を受けた者（要支援者） ・基本チェックリスト該当者（介護予防・生活支援サービス対象事業者）	<b>訪問型サービス</b> （第1号訪問事業）	①訪問介護 ②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス） ③訪問型サービスB（住民主体による支援） ④訪問型サービスC（短期集中予防サービス） ⑤訪問型サービスD（移動支援）
	<b>通所型サービス</b> （第1号通所事業）	①通所介護 ②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス） ③通所型サービスB（住民主体による支援） ④通所型サービスC（短期集中予防サービス）
	<b>その他の生活支援サービス</b> （第1号生活支援事業）	①栄養改善の目的とした配食 ②住民ボランティア等が行う見守り ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援
	<b>介護予防ケアマネジメント</b> （第1号介護予防支援事業）	
<b>一般介護予防事業</b>  ・第1号被保険者の全ての者 ・その支援のための活動に関わる者		①介護予防把握事業 ②介護予防普及啓発事業 ③地域介護予防活動支援事業 ④一般介護予防事業評価事業 ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

## 5 高松市としての考え方と実施時期

### 本市の総合事業実施の基本的考え方

- **身体介護**を含むサービスは引き続き、**専門職**が行う。
- 掃除、買い物等生活支援サービス、時間を短縮したミニデイサービス等については、**多様な担い手**の参画を進める。
- **元気な高齢者**をはじめ、**住民等による支え合い、助け合いの仕組み**を推進する。

### 実施時期

**平成28年10月から**段階的に実施する。

## 6

## サービス提供事業所の指定・届出・委託状況

## (1) 訪問型サービス

(平成28年8月10日現在)

		現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別		① 現行相当サービス	② 訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 訪問型サービスB (住民主体による支援)	④ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等	●身体介護 入浴介助など		—	—	専門職による居宅での相談指導等
	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など		●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	●生活援助 掃除、洗濯、買い物など	●閉じこもりに対する支援 ●必要に応じ、口腔機能向上、栄養改善指導(6か月間)
		—	●生活援助 草抜き、ゴミ出しなど	●自主トレーニング提案 ●手すり設置等の相談(6か月間)	
実施方法	事業者指定	事業者指定	補助	直接実施委託	委託 通所型Cと併用
自己負担	1割又は2割	1割又は2割	サービス提供者が設定	なし	
支給限度額管理	あり	あり	なし	なし	
サービス提供事業所数	みなし	117			
	新規	2	A-1 2 A-2 2 A-3 0	0	
	事前協議中	0	0	1	3

# 6 サービス提供事業所の指定・届出・委託状況

## (2) 通所型サービス

(平成28年8月10日現在)

		現行の予防相当	多様なサービス		
サービス種別		① 現行相当サービス	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容等		現行の通所介護と同様	ミニデイサービス等	自主的な通いの場	生活機能改善 (6か月間)
実施方法		事業者指定	事業者指定	補助	事業者指定
自己負担		1割又は2割	1割又は2割	サービス提供者が設定	1割又は2割
支給限度額管理		あり 	あり 	なし	あり 
サービス提供事業所数	みなし	153			
	新規	5	2	0	2
	事前協議中	2	1	0	10

## 1 カリキュラムと対象者

\*カリキュラム項目については、厚生労働省ガイドライン、旧訪問介護員養成研修3級課程程度などを参考に構成する予定。

カリキュラム項目（例）	研修 A	研修 B	研修 C
	訪問型サービスA-1、A-2、A-3 訪問事業責任者	訪問型サービスA-1 従事者	訪問型サービスA-2、A-3、B 従事者
介護保険制度	○	○	○
高齢者の特徴と対応 認知症の理解	○	○	○
訪問マナー コミュニケーションの手法 生活援助の方法	○	○	○
事故防止・緊急時の対応 リスクマネジメント	○	○	○
個人情報保護	○	○	○
生活援助の方法 利用者への接し方	○	○	
サービス提供者の基本視点	○		
個別サービス計画作成	○		
参加人数（H28年 7月7・8日実施状況）	29人	8人	43人

## 2 実施回数 平成28年度は3回実施予定（H28年7月、9月、H29年2月）